

第 3 回福崎町自治基本条例検討委員会 決定事項

1 日 時

平成 24 年 11 月 29 日（木） 10 時 00 分～11 時 55 分

2 場 所

福崎町役場 2 階 大会議室

3 検討手順

福崎町自治基本条例（素々案）について検討するため、事務局から資料「福崎町自治基本条例（素々案）」を説明し、各委員から意見をいただくという形式で検討を行った。

4 検討結果

- ・次の要望事項を除き、概ね資料に掲載されている事務局案が了承された。
- ・検討済みのパートについても、意見等があれば検討を加えていく。

5 要望事項等

委員から次の要望事項があり、これらについては改めて検討することとなった。

- (1) 資料 2 条文・説明中で 4 ページに出てくる教育委員会、選挙管理委員会などの執行機関の並びと他の条文・説明中の並びが違うので揃えるべきでは。
- (2) 資料 2 9 ページ第 9 条説明中 3 行目「お互い連携をとって」という表現があるが、「お互いが」と接続助詞が入るのではないか。また、その表現を「相互間の」と置き換えることも検討いただきたい。
- (3) 第 10 条（職員の責務）第 2 項において、「町民の目線に立ち」という表現があるが、「目線」より「視点」という言葉のほうが町民に理解されやすいのではないか。説明中にも「視点」とある。ここを「職務の遂行に当たっては、町民の視点に立ち、町政業務に精通すべく不断の努力を行なうものとする」との案も検討いただきたい。
- (4) 第 10 条（職員の責務）第 3 項においても「職務に必要な能力の向上」を「職務遂行上必要な能力の向上」と変更するほうが説明の中とも整合が取れると思う。
- (5) 第 1 条中では議会と町長等には「責務」と重い表現であり、町民には「権利と役割」とある。町民にも義務を匂わす表現を盛り込んでほしいと思う。（第 6 条やその説明中でも読み取れればいいが。）

- (6) 第 10 条では、「職員は町民全体の奉仕者」から「職員は全体の奉仕者」と「町民」という文言をはずされているが、第2項では「町民の目線に立ち」と町民が入っているので、あるほうがいいのではと思う。
- (7) 第 2 条の「用語の意義」と変更されているが、「用語の定義」のままでいいのではないかと思う。
- (8) 第2条第 1 号の「事業又は活動を行うもの」とひらがなの「もの」としているが、定義なので「個人又は法人」と具体的に記載したほうがわかりやすいので検討いただきたい。
- (9) 7 ページの「町政」と「まちづくり」という言葉が出てくるが、第 6 条の説明の 1 行目に「まちづくりを推進するために」とあるが「まちづくり」を「町政」に置き換えても意味は通じる。以下「町政」「まちづくり」と出てくるが、ここで区別をしておくほうが後々いいのではないかと思うので検討いただきたい。
- (10) 第6条第3号に「民間相互で協働」とあるが、「協働」を「共同」と変更した方がいいのではないか。
- (11) 全国的に議会の議決事項に自治体の基本的な計画を加えるということが進められている。福崎町でも議会基本条例の検討に入っているところであるが、基本構想だけでなく基本計画や都市計画マスタープランや福祉に関する基本的な計画などが議決対象となっていないので、町民の生活なりまちづくりの根本となるようなものを町の議決事項に加えていこうという主旨で進めている。そのようなことができる含みをこの条例にも落としいただきたい。
- (12) 第 14 条(危機管理)で、条文の中に自助・共助・公助という文言を入れてはどうか。また、説明中にある「自律(立)」を自助に変更してはどうか。
- (13) 自治基本条例の内容を住民の殆どが知らないと思う。そこで町政に関して町民に分かりやすく説明するために、アンケートをとって、条例(案)の可否をとってはどうか。
- (14) 姫路市や県内の他町で制定されておればその条例を、参考資料としていただきたい。
- (15) 条例施行後にまちがどう変わったかを示す資料はないか。他市町の事例などでは施行後、仕事やりにくくなったという話がたくさんあるがどうか。
- (16) 住民が自発的に思いを持って活動してもらうように行政がサポートしていくことがこれからのトレンドであり、それが直接民主制という形になると思う。そういうトレンドを基本条例に盛り込めればと思う。